

育児・介護に関する説明会を開催しました！

当社は、3月14日（火）に社会保険労務士の講師をお招きし、管理職向けに「育児・介護」に関する説明会を開催しました。今回の説明会では、2022年に大幅改正となった育児介護休業法の法改正の概要や男性の育児休業取得を促進するために、育児休業を取得しやすい職場環境づくりや業務マネジメント、さらに介護休業の法的知識等、管理職に求められる役割について学びました。

近年、男性の育児休業の取得促進が企業には求められています。当社でも育児・介護休業規程が定められており、安心して産休や育休に入ることができます。また、職場復帰後も育児短時間勤務制度という育児の都合により就業時間が短くできる制度を活用し、育児と仕事を両立している社員もいます。



男女関係なく、誰もが家庭と仕事を両立できるようにワークライフバランスの実現のために産休や育休の取得を促進していきます。